

みなみまぐろ（SBT）に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が
推測される船舶のリストの設立に関する決議
(第26回委員会年次会合（2019年10月17日）において改正)

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）に付属する拡大委員会は、

FAO 理事会が 2001 年 6 月 23 日に違法、無報告、無規制漁業の防止、抑止、根絶のための国際行動計画（IPOA-IUU）を採択し、この計画が、違法、無報告、無規制（IUU）活動に関与した船舶の特定について、合意された手続きに従い、及び公正、透明かつ差別的でない方法が適用される必要があると規定していることを想起し、

拡大委員会が、2011 年 10 月の第 8 回年次会合において CCSBT 遵守計画を採択したことを想起し、

みなみまぐろ（SBT）の IUU 漁業活動が、CCSBT の保存管理措置の有効性を低下させている事実を懸念し、

関連する CCSBT の措置の下で旗国又は主体に適用されたその他の措置を侵害することなく、漁船に関する対策を適用することにより IUU 漁業の増加という課題に対処することを決意し、

この課題に対応するため、他の全てのまぐろ類漁業管理機関において行動が開始されていることを考慮し、

IUU 漁業活動を行っている漁船の問題に優先的に取り組む必要があることを認識し、

IUU 漁業を防止し、抑止し、根絶するための努力が、世界貿易機関（WTO）協定において設立された権利義務を含め、全ての関連する国際漁業条約を踏まえ、及びその他関連する国際法に基づき対処されなければならないことに留意し、

条約の目的の実現に悪影響を与え得る、CCSBT に加盟していないあらゆる国又は主体の国民、居住者又は漁船によるみなみまぐろ漁業活動の抑止のため、メンバーが国際法及びそれぞれの国内法に合致する適切な手段をとることについて協力するよう求めている条約第 15 条第 4 項を想起し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条パラグラフ 3 (b) に従い、以下のとおり合意する。

SBT IUU 漁業活動の定義及び CCSBT IUU 船舶リスト

1. 拡大委員会は、毎年、年次会合において、条約及び実施されている CCSBT の措置の有効性を弱体化させる方法で SBT の漁業活動を行った船舶を特定することとされている。拡大委員会は、この決議（又はその後の改正）により設定された手続き及び基準に従い、そのような船舶のリスト（CCSBT の IUU 船舶リスト）を作成し、必要に応じて後年これを改正するものとする。
2. 毎年、プロセスの一環として、最初に、パラグラフ 4 に従ってメンバー/協力的非加盟国（CNM）から受領した情報、及び委員会手続規則の規則 6 (5) に基づく拡大委員会による同意がある場合には事務局長が利用できるその他全ての適切に文書化された情報に基づき、事務局長により IUU 船舶リスト案が作成されるものとする。その後、遵守委員会（CC）は、当初の IUU 船舶リスト案及び当該リスト案に掲載された船舶に関して提供された全ての情報に基づき、暫定 IUU 船舶リスト案を採択するものとする。また、CC は、現行の CCSBT の IUU 船舶リスト案について検討するとともに、適切な場合には当該リストから船舶を削除するよう勧告できるものとする。最終的に、拡大委員会は、暫定 IUU 船舶リスト及び現行の CCSBT IUU 船舶リストを修正するための CC による全ての勧告の両方を考慮した上で、最終的な CCSBT IUU 船舶リストを採択するものとする。CCSBT IUU 船舶リストの定義は付属書 I のとおりである。
3. この決議の目的のため、特にメンバー又は CNM が以下のような船舶にかかる適切に文書化された証拠を提示した場合、当該船舶は SBT の IUU 漁業活動に関与したものと推測される。
 - a. SBT を漁獲したが、メンバー又は CNM により SBT を漁獲することを許可されていない、又は；
 - b. SBT の漁獲又は CCSBT 報告要件に基づく漁獲関連データを記録及び/又は報告していなかった、又は虚偽の報告を行った、又は；
 - c. CCSBT 保存管理措置を弱体化させるような、禁止された又は非遵守漁具を使用した、又は；
 - d. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている補給船又は給油船への転載又は共同操業に参加した、又は；
 - e. 沿岸国又は主体の管轄水域で許可なく及び/又は SBT 漁業に直接的に関連する法律及び規制の重大な違反を犯し、そうした船舶に対する措置を執るための沿岸国又は主体の主権を侵害することなく SBT を漁獲した、又は；

- f. 転載、補給又は給油、その他全ての CCSBT の保存管理措置に反する SBT 漁業活動に従事した。

いわゆる SBT の IUU 漁業活動に関する情報

4. メンバー及び CNM は、当年及び/又は前年に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶のリストを、SBT の IUU 漁業活動の推測に関する適切に文書化された補助的な証拠を添付して、毎年、CC の年次会合の少なくとも 14 週間前までに事務局長に通知するものとする。その際、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式（付属書Ⅱ）を用いるものとする。
5. 本リスト及び証拠は、特に、メンバー及び CNM により、以下に限らず全ての関連する情報源から収集された情報に基づくものとする。
 - a) 時々採択及び改正された CCSBT の関連決議；
 - b) 船舶検査に関するメンバー及び CNM による報告；
 - c) 実施中の CCSBT 保存管理措置に関するメンバー及び CNM による報告；
 - d) 国連食糧農業機関（FAO）データ、統計及び CDS 文書、及びその他国内又は国際的に検証可能な統計といった関連する貿易統計に基づいて得られた漁獲及び貿易情報；及び
 - e) 寄港国又は主体から及び/又は漁場において得られたその他全ての情報であって適切に文書化された情報。
6. 事務局長に対する SBT の IUU と推測される船舶のリストの通知の前もしくは同時に、メンバー又は CNM は、関連する旗国又は主体に対して、直接あるいは事務局長を通じて通知（付属書Ⅱの様式を使用）するとともに、関連する適切に文書化された情報の写しを当該旗国又は主体に提供するものとする。船舶が IUU 船舶リスト案に掲載され、かつそれがメンバー又は CNM により提案されたものでない場合、事務局長は、可能な限り速やかに、関連する旗国又は主体に対して、このリストへの船舶の掲載について通知（付属書Ⅱの様式を使用）するとともに、関連する適切に文書化された情報の写しを当該旗国又は主体に提供するものとする。

CCSBT の IUU 船舶リスト案

7. 事務局長は、パラグラフ 4 に従って受領した情報及び入手可能なその他全ての適切に文書化された情報に基づき、IUU 船舶リスト案を作成するものとする。このリストは、付属書Ⅲに準拠して作成されるものとする。事務局長は、このリストを、休会期間中の全ての改正を含む

現行の IUU 船舶リスト及び提供された全ての補助的な証拠とともに、全てのメンバー及び CNM、またこれらのリストに船舶が含まれている非協力的非加盟国 (NCNM) に対して、少なくとも CC 年次会合の 10 週間前までに通知するものとする。

8. 事務局長は、船舶の所有者に対し、IUU 船舶リスト案への掲載及び拡大委員会により採択された CCSBT の IUU 船舶リストへの掲載の確定から生じる結果について通知するよう、旗国又は主体に要請するものとする。
9. メンバー及び CNM は、IUU 船舶リスト案を受領次第、IUU 船舶リスト案に掲載された船舶について、それらの活動及び船名、船籍及び/又は登録所有者変更の可能性を究明するため、厳密に監視するものとする。
10. IUU 船舶リスト案及び/又は現行の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、事務局長に対し、CC 年次会合の少なくとも 6 週間前までに、パラグラフ 20 の記載に沿って適切に文書化された情報 (リスト掲載された船舶が CCSBT 保存管理措置を弱体化させる方法で SBT を漁獲しなかったことを示すもの) を含め、何らかのコメントを通知するものとする。
11. パラグラフ 7 及び 10 に準拠して受領した情報に基づき、事務局長は、全てのメンバー及び CNM に対し、IUU 船舶リスト案及び現行の CCSBT の IUU 船舶リストを、パラグラフ 10 に準拠して提出された全ての適切に文書化された情報とともに、CC 会合文書として CC 会合の 4 週間前までに回章するものとする。
12. 全てのメンバー、CNM 及び関連する全ての NCNM は、事務局長に対し、CCSBT の IUU 船舶リストの設立に関連する可能性があるあらゆる追加情報をいつでも提出することができる。事務局長は、CC 年次会合の直前に、提供された全ての証拠とともに当該情報を回章するものとする。

CCSBT の暫定 IUU 船舶リスト

13. CC は、毎年、IUU 船舶リスト案及び現行の IUU 船舶リスト及びパラグラフ 7、11 及び 12 で言及された情報について検討するものとする。
14. CC は、旗国又は主体が以下について証明した場合、IUU 船舶リストから船舶を削除するものとする：
 - a) 当該船舶が、パラグラフ 3 に記載されたいかなる SBT の IUU 漁業活動にも参加していなかった、又は

- b) 問題になっている SBT の IUU 漁業活動に対する効果的な行動（特に、起訴及び/又は適切な重度の制裁金の賦課など）がとられた。メンバー及び CNM は、それぞれの船籍を有する船舶による CCSBT 保存管理措置の遵守を促進するための全ての行動及び措置を報告しなければならない。

15. この検討を踏まえ、CC は以下を行うものとする：

- a) IUU 船舶リスト案及びパラグラフ 7、11 及び 12 に従って回章された証拠に関する検討を踏まえ、**付属書Ⅲ**に準拠し、暫定 IUU 船舶リストを採択する。暫定 IUU 船舶リストは、拡大委員会による承認を得るため、拡大委員会に対して提出されるものとする。
- b) 現行の IUU 船舶リスト及びパラグラフ 10 及び 12 に従って回章された情報及び証拠の検討を踏まえ、CCSBT の現行 IUU 船舶リストから削除されるべき船舶がある場合には、これを拡大委員会に勧告する。

CCSBT IUU 船舶リスト

- 16. 拡大委員会は、その年次会合において、暫定 IUU 船舶リストに掲載された船舶に関する適切に文書化された全ての新たな情報、及び上記パラグラフ 15 に従って行われた CCSBT の現行 IUU 船舶リストの改正にかかる全ての勧告を考慮し、暫定 IUU 船舶リストをレビューするものとする。その後、拡大委員会は、CCSBT の新たな IUU 船舶リストを採択するものとする。
- 17. CCSBT の新たな IUU 船舶リストの採択に関して、CCSBT の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、以下を要請される。
 - a) CCSBT の IUU 船舶リストへの船舶の掲載、及びパラグラフ 18 で言及されているように、CCSBT の IUU 船舶リストへの掲載から生じる結果を所有者に通知すること。
 - b) これらの IUU 漁業活動を根絶するため、必要であればこれらの船舶の登録又は漁業許可の取消しも含め、全ての必要な措置をとること。また、この点においてとった措置を拡大委員会に対して情報提供すること。
- 18. メンバー及び CNM は、適当な法律及び規制、国際法及び各メンバー/CNM が国際的に負っている義務に基づき、全ての必要かつ差別的でない以下の措置をとるものとする。
 - a) 当該船舶にかかる一切の SBT 漁業許可の解除又は取消し、又は旗国の国内法及び規制に基づく代替的な制裁を賦課すること。

- b) 旗を掲げた漁船が、CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶との漁獲加工のオペレーションへの関与またはあらゆる洋上転載への参加及び共同操業など、いかなる支援も行わないよう確保すること。
 - c) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶が、水揚げ、転載、給油、補給又は港でのいかなる取引も許可されないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。
 - d) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、検査及び/又は効果的な取締り活動に目的を限定して入港が許可された船舶を除き、入港することのないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。
 - e) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶が、その許可に基づき用船されることのないよう確保すること。
 - f) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、その国旗を掲揚しないよう確保すること。ただし、当該船舶の所有者が替わり、新所有者が、旧所有者又は漁労長と法的、利益上又は金銭的に関わりがない、又は支配下でないことを証明する十分な証拠を提出した場合、又は旗国もしくは CNM が、関連する全ての事実を考慮して、当該船舶が旗を掲揚することが IUU 漁業にはつながらないと判断した場合を除く。
 - g) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶からの SBT が、水揚げされ、蓄養され、転載され及び/又は国際的及び/又は国内的に取引されることのないよう確保すること。
 - h) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶からの SBT にかかる虚偽の CDS 文書及び/又は虚偽の輸入/輸出証明を調査し、管理し、防止することを目的として、全ての適切な情報を収集し、他のメンバー及び CNM と交換すること。
19. 事務局長は、全ての適切な機密性要件に適合させつつ、CCSBT ウェブサイトへの掲載といった電子的な手段を通じて、CCSBT により採択された CCSBT の IUU 船舶リストを周知徹底するために必要なあらゆる措置をとるものとする。また、事務局長は、適当な地域漁業管理機関に対し、IUU 漁業を防止、抑止、根絶するための CCSBT とこれらの機関との協力の促進を目的として、CCSBT の IUU 船舶リストを通知するものとする。

CCSBT の IUU 船舶リストからの削除

20. CCSBT の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 又は NCNM は、遵守委員会を通じて、又は休会期間中のいつ何時でも以下を証明する適切に文書化された情報を事務局長に提出することにより、リストからの船舶の削除を要請することができる。
- a) 当該船舶に全ての CCSBT 保存管理措置を遵守させる措置が導入されている。
 - b) 当該船舶、特に当該船舶による SBT 漁業活動のモニタリング及び管理に関する責任を有効に果たし続ける責務を負う。
 - c) 以下のうち 1 つ以上。
 - i) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶により行われた SBT の IUU 漁業活動に対する効果的な措置（起訴又は適切な重度の制裁金の賦課等）がとられている。
 - ii) 当該船舶の所有者が変更され、新所有者が、旧所有者と法的、金銭的に又は当該船舶の所有権又はこれの管理権の行使について何ら関係がないこと、及び新所有者が SBT の IUU 漁業活動に関与していないことを証明できる。
 - iii) SBT の IUU 漁業活動を行った船舶に関する件について、最初に当該船舶のリスト掲載を提起したメンバー/CNM 及び関連する旗国又は主体が納得して解決される。
21. パラグラフ 20 に従って受領した情報に基づき、CCSBT の事務局長は、削除要請の通知から 15 日以内に、各メンバーに対して、全ての補助的な情報とともに当該削除要請を電子的に通知するものとする。
22. 拡大委員会の各メンバーは、船舶を削除するための要請を調査するとともに、パラグラフ 21 に記載された事務局長の通知から 21 日以内に、事務局長に対して、当該船舶を CCSBT IUU 船舶リストから削除するか又は掲載したままにするかに関する結論を文書で通知するものとする。
- 船舶の削除要請にかかる休会期間中の全ての決定は、みなみまぐろ保存委員会手続き規則の規則 6(5)に従って決定されるものとし、返答がない場合は要請を支持したものと見なされる。
23. 事務局長は、全てのメンバー及び CNM 及び CCSBT の IUU 船舶リストから船舶の削除を要請した全ての NCNM に対し、決定の結果を連絡するものとする。

24. メンバーが CCSBT の IUU 船舶リストからの船舶の削除に合意する場合、事務局長は、CCSBT のウェブサイト上で公開されている CCSBT の IUU 船舶リストから関連する船舶を削除するために必要な措置をとるものとする。さらに、事務局長は、適当な地域漁業管理機関に対し、当該船舶の削除の決定を通知するものとする。
25. メンバーが CCSBT の IUU 船舶リストからの削除要請に合意しない場合、当該船舶は、遵守委員会におけるさらなる検討に付されるものとし、事務局長は、メンバー、CNM 及び削除要請を行った全ての NCNM に対してその旨情報提供するものとする。

その他の特定機関との IUU 船舶の相互掲載に関する手続き

26. CCSBT 事務局長は、特に以下の機関における最新の IUU 船舶リスト、及びリストの採択又は改正に関するその他の関連情報（同機関が最初のリスト掲載機関であるかどうかを含む）を適時的に入手することができるよう、これら機関の事務局と適切な連絡を保つものとする：全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）、南東大西洋漁業機関（SEAFO）、南インド洋漁業協定（SIOFA）及び南太平洋漁業管理機関（SPRFMO）。
27. パラグラフ 26 に規定された機関によりリストに掲載された IUU 船舶については、パラグラフ 28 から 32 までに規定された手続きに従うことを条件に、CCSBT IUU 船舶リストに追加又は削除することができる。
28. パラグラフ 26 に基づく情報を受領した場合であって、ある機関の IUU 船舶リストに船舶が追加され、かつ当該機関が最初のリスト掲載機関である場合、CCSBT 事務局長は、CCSBT IUU 船舶リストの改正を目的として、関連情報¹を全メンバーに対して速やかに回章するものとする。
29. パラグラフ 26 に規定された機関の IUU 船舶リストに掲載された船舶であって、かつ当該機関が最初のリスト掲載機関である場合は、いずれかのメンバーが事務局長からの通達の日付から 30 日以内に書面で当該船舶のリスト掲載に反対しない限り、当該船舶は CCSBT IUU 船舶リストに掲載される。リスト掲載に反対するメンバーは、反対の理由を説明するものとする。

¹ 「関連情報」とは、最初の相互掲載機関の IUU 船舶リストの中で CCSBT に対して提供される全ての船舶情報（例えば船名、旗、IMO ナンバー、コールサイン、所有者、操業者及び可能な場合は IUU 活動の概要）をいう。

30. パラグラフ 29 に従ってリスト掲載への反対が行われた場合、当該件は、遵守委員会による精査のため、同委員会の次回会合に提出されるものとする。遵守委員会は、拡大委員会に対し、IUU 船舶リストに関連船舶を掲載するかどうかに関する勧告を行うものとする。
31. パラグラフ 28 から 30 に規定された相互掲載手続きの下に CCSBT IUU 船舶リストに掲載された船舶であって、その後にパラグラフ 26 に規定された最初のリスト掲載機関の IUU 船舶リストから削除された船舶は、CCSBT IUU 船舶リストから削除されるものとする。当該船舶の CCSBT IUU 船舶リストからの削除が発効する日付は、メンバーに対して当該削除を通知する CCSBT 事務局からの回章の日付となる。
32. パラグラフ 29 から 31 までの規定に従って CCSBT IUU 船舶リストへの船舶の追加又は削除が行われた場合、CCSBT 事務局長は、全てのメンバーに対し、改正された CCSBT IUU 船舶リストを速やかに回章するものとする。

貿易措置/制裁

33. メンバー及び CNM は、旗国又は主体及び沿岸国又は主体の適当な WTO 上の義務を含む国際法に合致した適切な措置をとる権利を侵害することなく、パラグラフ 7 及び 15 に基づき一時的に IUU 船舶リスト案及び暫定 IUU 船舶リスト案に掲載された船舶、又はパラグラフ 14 又は 16 又は 22 から 26 又は 31 に基づき IUU 船舶リスト案、暫定 IUU 船舶リスト案又は現行の IUU 船舶リストから既に削除された船舶に対し、そうした船舶が SBT の IUU 漁業活動に関与していたことを理由に、一方的な貿易措置又はその他の制裁措置をとってはならない。

付属書 I : CCSBT の IUU 船舶リストの定義

全ての CCSBT の IUU 船舶リストの様式は、**付属書 III**に従わなければならない。

CCSBT の IUU 船舶リスト案

このリストは、パラグラフ 7 に従い、また、メンバー及び CNM から、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式 (**付属書 II**) により提出された情報及び当年及び/又は前年中に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶に関するその他全ての適切に文書化された情報に基づき、事務局長により作成される。その後、このリストは、遵守委員会により毎年精査される。

CCSBT の暫定 IUU 船舶リスト

このリストは、IUU 船舶リスト案から作成される。

このリストは、遵守委員会が IUU 船舶リスト案の検討を完了し、関連する証拠が回章され、及びリスト案に対する全ての適切な改正が行われた時に作成される。

現行の CCSBT の IUU 船舶リスト

このリストは、合意された暫定 IUU 船舶リストと、現行の CCSBT の IUU 船舶リストを組み合わせられた検討により作成される。

拡大委員会は、その年次会合において、暫定リストに掲載されている船舶に関する全ての新たな適切に文書化された情報、及び CC により作成された現行の CCSBT の IUU 船舶リストにかかる全ての修正勧告を考慮し、暫定 IUU 船舶リストをレビューする。このプロセスは、拡大委員会により合意及び採択された CCSBT の IUU 船舶リストを、現行の CCSBT の IUU 船舶リストとするためのものである。

現行の CCSBT の IUU 船舶リストは、パラグラフ 26 から 32 に基づく他の特定機関 (パラグラフ 26 を参照) との相互掲載による追加及び/又は削除、又はパラグラフ 20 から 25 に基づくメンバー/CNM/NCNM からの要請を通じて、休会期間中に改正され得る。

付属書Ⅱ：SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式

1. 船舶の詳細

- a 現在の船名（もしあれば、旧船名）
- b 現在の旗（もしあれば、旧旗）
- c 最初に CCSBT の IUU 船舶リストに掲載された日付（該当する場合）
- d ロイド、IMO 及び UVI 番号（可能な場合）
- e 写真（もしあれば）
- f コールサイン（もしあれば、旧コールサイン）
- g 所有者/受益権所有者（もしあれば、旧所有者）、及び所有者の登録地（もしあれば）
- h 操業者（もしあれば、旧操業者）
- i 船長/漁労長の氏名及び国籍
- j SBT の IUU 漁業活動が疑われる日付
- k SBT の IUU 漁業活動が疑われる位置（可能な限り正確に特定）²（可能な場合）
- l SBT の IUU 活動の疑いの概要（詳細はセクション 2 を参照）
- m SBT の IUU 漁業活動に関して実施されたと考えられる全ての措置の概要
- n 実施された措置の結果

²緯度/経度、地理的な位置の名称及び/又は CCSBT 統計海区番号等が考えられる。

2. CCSBT 決議事項違反の詳細

決議のパラグラフ 3 の各事項について、これに違反した場合は「X」を記入し、日付、位置及び情報源といった詳細情報を提供する。追加情報は、必要に応じて別紙として提供できる。また、セクション 3 の下に列記できる。

参照 パラ	SBT の IUU 漁業活動	記載
3a	SBT を漁獲したが、メンバー又は CNM により SBT を漁獲することを許可されていない	
3b	SBT の漁獲又は CCSBT 報告要件に基づく漁獲関連データを記録及び/又は報告していなかった、又は虚偽の報告を行った	
3c	CCSBT 保存管理措置を弱体化させるような、禁止された又は非遵守漁具を使用した	
3d	CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている補給船又は給油船への転載又は共同操業に参加した、又は	
3e	沿岸国又は主体の管轄水域で許可なく及び/又は SBT 漁業に直接的に関連する法律及び規制の重大な違反を犯し、そうした船舶に対する措置を執るための沿岸国又は主体の主権を侵害することなく SBT を漁獲した	
3f	転載、補給又は給油、その他全ての CCSBT の保存管理措置に反する SBT 漁業活動に従事した	

3. 関連書類

関連する添付書類（乗船報告書、裁判記録及び写真等）をここに列記すること。

付属書Ⅲ：全ての CCSBT の IUU 船舶リスト（案、暫定及び現行）に含まれるべき情報

案、暫定及び現行の CCSBT の IUU 船舶リストは、可能であれば、以下の詳細を含むものとする。

- i) 船舶の名称及びもしあれば旧名称
- ii) 船舶の旗及びもしあれば旧旗
- iii) 船舶の所有者及びもしあれば旧所有者（受益権所有者を含む）、及び所有者の登録地（もしあれば）
- iv) 船舶の操業者及びもしあれば旧操業者
- v) 船舶のコールサイン及びもしあれば旧コールサイン
- vi) 可能な場合、ロイド/IMO 及び UVI 番号
- vii) 可能な場合、船舶の写真
- viii) 当該船舶が最初に CCSBT の IUU 船舶リストに掲載された日付
- ix) 当該船舶のリスト掲載を正当化する活動の概要及び全ての関連する補助文書及び証拠（相互掲載された船舶については、「[機関名]からの相互掲載」として限定的に記録することが考えられる。[機関名]は、当該船舶を最初にリスト掲載した機関³の名称である。）
- x) もしあれば、当該船舶のすべての関連する現認の日付及び位置
- xi) 当該船舶により行われた CCSBT 保存管理措置に違反する全ての関連活動の概要（もしあれば）

³ CCSBT が相互掲載を行うことができる機関のリストについてはパラグラフ 26 を参照